

設 備 投 資 で 事 業 活 性 化 し ま せ ん か ?

# 設備投資を サポートします!



平成 30 年度 設備貸与制度のご案内

## 貸与制度利用のメリット

効率アップ!  
事業拡大!  
稼働率アップ!

ワンストップ  
サービスにより  
経営全般または  
専門的なアドバイス  
が受けられます。

県、市町から  
**0.5%~2.75%**  
の**利子助成**が  
あります!

**信用保証料  
不要**

金融機関の融資枠を  
使用せず、設備導入  
が可能!

**減価償却**が  
できます

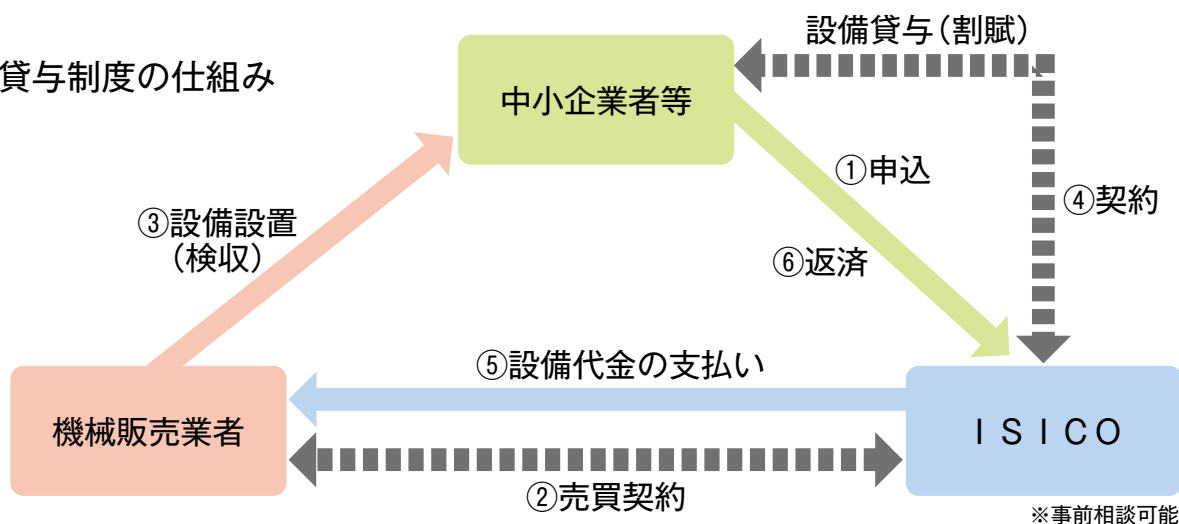


## ● 設備貸与制度の概要

設備貸与制度は、中小企業者等や未創業者・創業後1年未満の皆様方が希望される設備を当機構が現金一括払いで購入し、長期・固定金利で割賦販売（完済後に所有権を移転）するものです。

※ 審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

### ● 設備貸与制度の仕組み



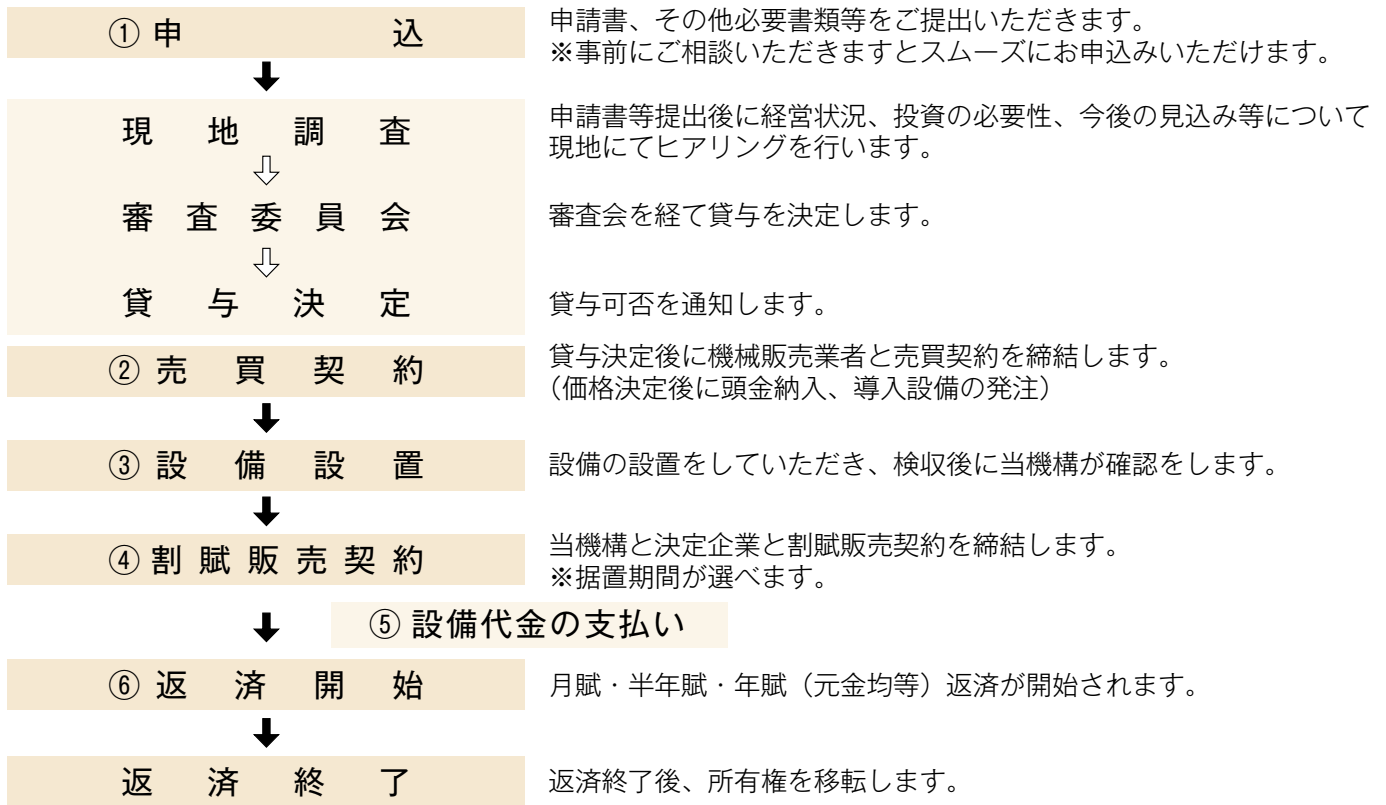
## 1. 対象要件

対象企業	・性風俗関連特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種は対象外
対象設備	・石川県内に設置し、自己の企業で使用する機械設備等（中古も可） ※中古設備は、価格・耐用年数（残存年数）等で注意が必要です。お問い合わせください。 また、中古設備は納入業者が古物商許可を取得していること。 ・土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外
従業員数	中小企業（中小企業基本法に定義されたもの） ・製造業その他は300人以下 ・卸売業・サービス業は100人以下 ・小売業は50人以下
貸与限度額	100万円～1億円以下（消費税込）
頭金	設備価格の10～50%
割賦損料（利率）	年2.75%（実質割賦損料…年0%～2.25%）（県・市町からの利子助成あり）
貸与期間	10年以内（うち据置期間1年以内）（耐用年数により3～10年）
返済方法	「月賦」「半年賦」「年賦」元金均等返済

## 2. 貸与条件

連帯保証人	必要に応じてお願いする場合があります。
担保	原則担保不要（必要に応じて担保提供をお願いする場合があります）。
損害保険	貸与期間中、借受人は、当機構を受取人（被保険者）として指示する損害保険を付保し、保険証券（写）を当機構に提出すること。
固定資産税	借受人は、設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担すること。
設備の所有権	設備代金が完納された時は、設備の所有権を借受人に譲渡します。
その他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は、借受人が負担すること。 制度利用期間中は、決算書を每期提出すること。

### 3. 制度の流れ



### 4. 石川県利子補給制度の概要

区 分		助成率	内 容
全 企 業	一般分	0.50%	設備を導入した全企業
企業規模	小規模企業者 優遇分	0.25%	小規模企業者とは常時使用する従業員の数が20人（商業・又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として行う者については5人）以下の事業者
業 種	不況業種分	0.25%	国指定の不況業種(セーフティーネット5号)に属する中小企業 (3か月毎見直し)
事業内容	人手不足に 対応した 生産性向上分	0.25%	①人手不足に対応するために、設備の新設・増設・更新を行う場合 であって、省力化に繋がるもの、かつ②人材育成・業務プロセスの 改善など組織的な生産性向上のための取り組みを行う企業
	経営革新等分	0.25%	経営革新計画の承認を受け、新たな事業展開等を行う企業
実施場所	過疎・準過疎地域分	0.25%	石川県内における過疎地域等は、別表の通りです
<b>最大優遇幅</b>		<b>1.75%</b>	

別表

過 疎 地 域 等
七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、穴水町、能登町、 旧山中町、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村、旧富来町、 中能登町、宝達志水町、旧河内村

※市町からの利子助成は別紙参照、  
当機構又は各市町にお問合せください。

※実質割賦損料負担は、貸与期間、  
実施場所により異なります。

※県と市町の利子助成率は合わせて  
2.75%が上限です。

## ● その他留意点等

### 1. 設備設置の時期

貸与決定後に当機構と機械販売業者が価格を決め、その後に設備を設置していただきます。なお前年度以前に設置されていた設備、貸与決定前に導入された設備または事前契約を行った場合は対象となりません。

### 2. 下取り

下取りがある場合は、事前にお知らせください。

### 3. 重複融資等

他の資金（補助金等）を利用して導入する設備は対象となりません。

### 4. 無断処分・無断変更

当機構の承諾を得ずに貸与設備を売却または賃貸したり、改造することはできません。

#### 注意

貸与後に、不正行為が判明した場合には、貸与額の全部を繰上げ償還していただき、年 10.75% の違約金をかけさせていただきます。企業名（ディーラーも関与していると認められる場合は、そのディーラー名を含む）が公表され、本制度の利用が3年間禁止されます。

## ● 提出書類

添付書類（■は必須、□は必要に応じて提出）	
■	① 見積書、カタログまたは設計図、仕様書等
■	② 直近1期分の法人事業税（又は個人事業税）の納税証明書（県税または県総合事務所が発行のもの）
■	③ 金融機関の借入残高証明書 （借入残高があるすべての金融機関において、直近月末の日付で発行のもの）
■	④ 直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、減価償却明細表、勘定科目内訳書、確定申告書及び別表一～十六）
■	⑤ 月次試算表（出来ているところまで）
■	⑥ 会社（事業所）の所在地付近の略図（最寄り駅または停留場より）・・・様式任意
□	⑦ 創業者に係る追加添付書類（設立1年未満の企業に限る） ・法人……定款の写、履歴事項全部証明書 ・個人……事業開始届書の写、市町長の発行する身分証明書、戸籍謄本
□	⑧ その他 ・免許・許認可等が必要な業種にあつては、その写等 ・未創業者及び創業後1年未満の企業、または新事業進出の場合は『事業計画書』が必要になります。 （その他必要に応じて事業計画書を依頼する場合があります） ・グループ会社等がある場合は、その財務内容等の経営内容が分かる書類（決算書等） ・その他、内容把握に必要な関係書類（当機構より指示があります） （補足資料等）売上明細書、借入金・リース明細書（当機構様式有り） 必要に応じて総勘定元帳をお願いする場合があります



## お問合せ / お申込



### 公益財団法人 石川県産業創出支援機構

経営支援部 設備支援課

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目20番地

石川県地場産業振興センター 新館1階

TEL: (076) 267-1174 【直通】 FAX: (076) 267-3622

URL: <https://www.isico.or.jp/site/setsubi/>

E-mail: [setsubi@isico.or.jp](mailto:setsubi@isico.or.jp)